



東京オリンピック・パラリンピックに北京オリンピック・パラリンピック。日本選手の大活躍をはじめ、アスリートの素晴らしいパフォーマンスに心を揺さぶられたあの感動が、まだ鮮明に脳裏に焼き付いているのではないのでしょうか。最近では、金メダルを獲得する選手の年齢が15歳以下ということも決して珍しいことではなくなりました。今回は、スポーツとは切り離すことができないドーピングについてご紹介させていただきます。



ドーピングなんて自分には関係がない……？

ドーピング違反が見つかり、故意、過失の有無にかかわらず「**制裁**」を受けることになります。練習・公式を含め一切の試合に出ることが禁止されることはもちろん、コーチなどから指導を受けることや、仲間と一緒に練習することすら出来なくなってしまいます。軽い気持ちでお子さんやお孫さんに栄養ドリンクの差し入れをしたところ、その中に「**禁止物質**」が入っていたなんてことになったら大事件です。

実は身近なところに「禁止物質」が！

ドーピング違反に問われる「**禁止物質**」は、ドラッグストアで簡単に購入できる薬や、お子さんが風邪をひいた時に病院からもらう処方薬、普段飲んでいる栄養ドリンクや補助食品プロテイン等にも含まれていることがあります。本当に自分の身近にある薬が危ない可能性があり、その代表的なものが総合かぜ薬や漢方の葛根湯、漢方薬を含んだ滋養強壮ドリンクなどです。さらに、サプリメントや健康食品などにも注意が必要です。



「禁止物質」・「禁止方法」は3つに分類されています

ひとくちにドーピング禁止物質・方法といっても、「常に禁止される物質と方法」「競技会（時）において禁止されるもの」、「特定の競技において禁止されるもの」の3つのカテゴリーに分けられます。アスリートだからといって、薬物治療や応急処置を拒否する必要はなく、適切な治療を受けることが可能です。詳しくは、お近くの公認スポーツファーマシストにご相談下さい。

献血にも注意が必要です！

薬物摂取以外でもドーピング違反になることがあります。例えば成分献血。献血には全血献血と成分献血があります。400ml・200mlの全血献血は問題ありませんが、血小板や血漿など一部の成分だけを取り出す成分献血は、ドーピング違反となります。せっかくの善意が違反にならないように注意しましょう。



公認スポーツファーマシストに相談を

- 公認スポーツファーマシストは、最新のアンチ・ドーピングに関する知識を有し、アスリートなどに薬の正しい使い方の指導を行う専門家です。薬剤師の資格をもち、日本アンチ・ドーピング機構が定める所定の課程を修めています。
- アンチ・ドーピングのルールは毎年改定されます。服用している薬が、前回大丈夫だったとしても、今回も大丈夫とは限らないので注意が必要です。
- 残念なことに、一般の医師・薬剤師はアンチ・ドーピングに関する知識がほとんどありません。
- アンチ・ドーピングに関するご相談は、スポーツドクターかスポーツファーマシストまでお願いいたします。

※ お近くのスポーツファーマシストは以下のサイトから調べられます。

<https://www.sp.playtruejapan.org/>



(今月の担当は免田店:公認スポーツファーマシスト清水哲です)

《アンチ・ドーピング豆知識》

ドーピング検査は、試合以外にも普段の練習中や自宅でも行われます。

オリンピックや全国大会レベルでなくても次のような方々も検査対象です。

- ★ 中学校・高等学校などのクラブ活動
- ★ クラブチームやスポーツ少年団
- ★ e-スポーツ

採取した検体は10年間冷凍保管され、10年後の最新科学技術で再度分析されて過去にさかのぼって違反が見つかることもあります。

全国の医療機関の処方箋を受付けます
お気軽にご相談ください

きりん薬局 原田店

熊本県球磨郡多良木町大字多良木2899

TEL 0966-42-6900

FAX 0966-42-6910